

# 寺族を登録するには

寺族とは、教師資格取得済みの者以外の方で次の要件に該当する方の中から、本宗の寺族台帳に登録された方をいい、住職を補佐し、寺門の興隆および子弟の教養に努め、常に信行を策励し、寺庭を整え、身をもって檀信徒の範となるよう心掛けねばなりません。

## 要件

- (1) 住職と同居または生計をともにする家族
- (2) 副住職と同居または生計をともにする家族
- (3) 住職の従弟
- (4) 前住職が登録していた寺族

## 注意事項

- ・申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
  - ・前住職が辞任または死亡し新住職に交替すると同時に寺族は削除されます。
  - ・寺族に異動が生じた場合は、異動の理由を明確に記入し、前回登録した印鑑を使用し、削除の申請をしてください。
  - ・それぞれ異なった印を使用してください。同一の印鑑の使用はできません。前回登録した印鑑が無い場合には改印申請が必要です。
  - ・寺族に関しては、同一人物を2カ寺以上に登録（重複登録\*）することはできません。
  - ・未成年に関しては印鑑を押印する必要はありません。登録内容に異動があった場合は親権者の印を押印してください。
- \* 寺族の所属寺院変更の場合は現状登録されている寺院からの寺族削除申請 が同時に必要です。

定数 定めはありません

## 添付書類

特別な理由がない限り不要です。

冥加料

不要

様式番号	9	申請書名	寺院寺族登録申請書
------	---	------	-----------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105